



おかみさわ社会保険労務士事務所
代表 田村 由理

社会保険労務士
A4一枚評価制度&人事制度構築士
仕事と家庭の両立支援プランナー
一般社団法人JBIA認定 Start-up Attendant
日本褒め言葉カード協会認定 褒め言葉トランプインストラクター
電話 0176-58-5885 HP <https://okamisawa-sr.com/>



[労務実務チェック]

制度は変えず使い方を変えてみませんか？ 1 か月単位の変形労働時間制の可能性

「1 か月単位の変形労働時間制」は、業務の繁閑に応じて労働時間を柔軟に配分できる制度として、労働基準法で例外的に認められているものです。もともとは、企業の生産性向上や業務効率化のために導入が検討されてきた背景があります。

一方で、近年は働き方の多様化が進み、「制度を変えるのではなく、制度の使い方を変えていく」という視点が求められています。たとえば、次のようなご事情をお持ちの従業員の方はいらっしゃいませんか。

「毎週決まった曜日、時間で働くことは難しいが、月単位でならスケジュール調整が可能」

「1 日 8 時間勤務は難しいものの、10 時間勤務が可能な日もあり、その分短時間の日もつくりたい。」

このような働き方に対応する手段のひとつとして、1 か月単位の変形労働時間制が活用できます。

本制度では、1 か月以内の変形期間において、1 週平均の労働時間が 40 時間を超えない範囲であれば、1 日 8 時間を超える労働を可能とする仕組みです。繁忙日に 10 時間勤務を設定し、他の日を 5～6 時間に調整することで、家庭や育児、介護などのご事情と両立した働き方を設計できます。

あまり広く知られてはいないものの、実務上有効な制度の組み合わせとして、「限定正社員制度」との併用が挙げられます。たとえば、月 130 時間勤務の短時間正社員として雇用しながら、本制度を取り入れることで、曜日ごとの業務量や個人の事情に応じた柔軟なシフト設計が可能となります。

【モデルシフト例（28日／月間129時間勤務）】

第1週：6.5h／10h／休／10h／6.5h／休／休

第2週：7h／7h／7h／7h／7h／休／休

第3週：10h／10h／休／6h／5h／休／休

第4週：6h／6h／6h／6h／6h／休／休

→ 合計129時間（※法定内の月160時間枠に収まる設計）



ライフスタイルに応じた柔軟な勤務設計が、
定着と活躍の鍵となります！

このような運用では、フルタイム勤務者の月給を基準に、労働時間比に応じた「按分支給」による賃金設計が一般的です。たとえば 160 時間に対して 129 時間勤務であれば、月給は約 8 割程度とする形です。社会保険加入条件も満たしやすく、安定雇用の確保にもつながります。

「人が採れない」「人が定着しない」ことが大きな経営課題となる今、「この働き方ならできる」に応える制度設計は、企業にとって重要な戦略のひとつです。

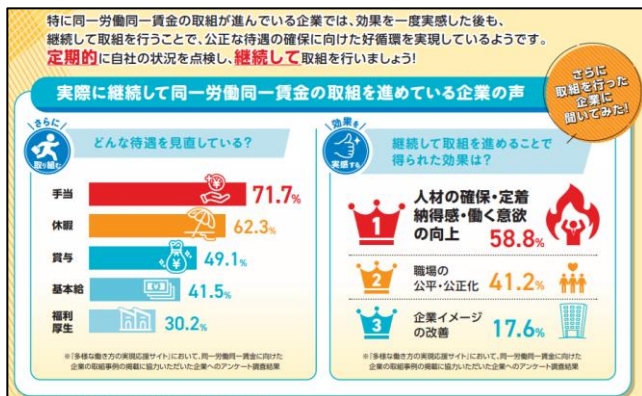
制度導入に際しては、就業規則の整備や労使協定の締結が必要です。運用ルールやシフトの作成、賃金設計まで一貫したサポートを行っておりますので、ご関心のある方はどうぞお気軽にご相談ください。

【雇用動向チェック】進めよう！同一労働 同一賃金の取組 厚生労働省が呼びかけ

令和3年4月からパートタイム・有期雇用労働法が全面施行され、正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消が求められています。対象となる待遇には、基本給や賞与だけでなく、手当、福利厚生、教育訓練なども含まれます。

厚生労働省では、同一労働同一賃金に取り組んでいる企業の声（同一労働同一賃金に取り組むメリット等）を紹介したリーフレットを作成し、事業主の皆さまに、定期的に自社の状況を点検し、継続して取組を行うように呼びかけています。そのリーフレットの一部を紹介します。

進めよう！同一労働同一賃金の取組 (厚生労働省のリーフレット)の一部



実際に取組を進めた企業の多くが、「従業員の満足度向上(71.4%)」「人材確保への対応(50.0%)」などを理由に待遇を見直し、61.5%が「待遇が改善された」と回答。さらに「職場のコミュニケーションが円滑になった」「正当な評価がされるようになった」といった変化も報告されています。現場の声からも、取組の意義が感じられます。

点検の進め方や制度の考え方など、はじめの一步に不安を感じることもあると思います。

「何から始めればいいのか…」という段階から、お気軽にご相談ください。制度見直しのパートナーとして、私たちも伴走いたします。

一つひとつの取組が、安心して働ける職場づくりと、人の定着・活躍、組織の力強い成長にもつながります。

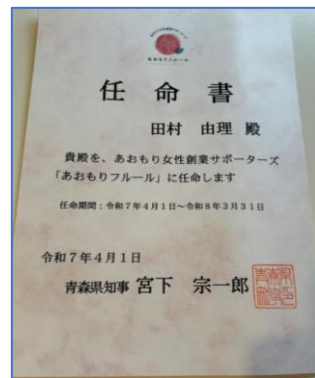
おかみさわ事務所の活動レポート

【青森で生まれる、新しい挑戦を支えて】

令和7年度も、あおり女性創業サポーターズ「あおりフルール」の一員として活動させていただくことになりました(3期目)。

県内で創業・起業を目指す女性に向けた交流会やイベントを通じて、経験や想いを届けてまいります。

UIJ ターンを希望する方々にとって、青森での新しい一歩を後押しできる存在でありたいと思います。



【ライフアップ講師】体験談登壇します！

講師業が「共に未来をつくる仕事」だと実感した、田村自身の体験をお話します。全3回の女性限定オンラインイベントのうち、私は6月21日(土)朝8時に登壇予定です。「実体験が心に届く」きっかけになれば嬉しく思います。講師としての一歩を踏み出すまでの実践のプロセスや、養成講座で学んだ「型」についてもお伝えします。

お申込みはQRコードからどうぞ！



チームおかみさわの本棚より

今月の1冊『目標達成トレーニング』



著者・大高トレーナーのセミナー受講後に再読し、言葉の受け取り方が大きく変わりました。成功とは、才能や運ではなく、技術であり、習慣を通して誰もが身につけられる力。何事も、そして仕事も、なぜそれをするのか。人生時間の大部分を過ごす仕事と向き合う中で、「誰のために、なぜやるのか」という人生目的の大切さを改めて感じています。安心を支える労務支援と、成長を育む人事支援。これが、チームおかみさわの使命です。共通の目的に向かってこれからも進んでまいります。決意100が入った1冊！